

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 株式の総数

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	254,076
計	254,076

(注) 平成16年6月29日の定時株主総会において定款の変更が行われ、同日付で会社が発行する株式の総数は15,924株増加し、270,000株となっております。

② 発行済株式

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成16年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年6月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	67,692	67,826	日本証券業協会	—
計	67,692	67,826	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成16年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

① 株主総会の特別決議日(平成12年2月22日)

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	317 (注)1	283 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	166,667 (注)1.2	同左
新株予約権の行使期間	平成14年3月1日～ 平成17年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 166,667 資本組入額 83,334 (注)1.2	同左
新株予約権の行使の条件	当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成12年6月20日、平成13年8月24日及び平成14年11月15日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2 株式分割または株式併合を行った場合、つぎの算式により発行価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使条件は次のとおりであります。

＜付与対象者が取締役の場合＞

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

＜付与対象者が従業員の場合＞

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(退職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

② 株主総会の特別決議日(平成12年5月31日)

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76 (注)1	64 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	166,667 (注)1.2	同左
新株予約権の行使期間	平成14年9月1日～ 平成17年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 166,667 資本組入額 83,334 (注)1.2	同左
新株予約権の行使の条件	当社と対象従業員との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。 (注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成13年8月24日及び平成14年11月15日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2 株式分割または株式併合を行った場合、つぎの算式により発行価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 行使条件は次のとおりであります。

＜付与対象者が従業員の場合＞

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(休職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

③ 株主総会の特別決議日(平成13年6月28日)

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	556	468
新株予約権の行使時の払込金額(円)	224,958 (注)1.2	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 224,958 資本組入額 112,479 (注)1.2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成14年11月15日付の株式分割及び平成15年12月1日の第三者割当増資に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

3 行使条件は次のとおりであります。

＜付与対象者が取締役の場合＞

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

＜付与対象者が従業員の場合＞

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(休職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

① 株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	760	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	760	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	274,715 (注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 274,715 資本組入額 137,358 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

2 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(退職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成10年9月29日 (注) 1	1,800	1,800	90,000	90,000	—	—
平成11年11月23日 (注) 2	200	2,000	50,000	140,000	50,000	50,000
平成11年12月30日 (注) 3	200	2,200	50,000	190,000	50,000	100,000
平成12年1月29日 (注) 4	200	2,400	50,000	240,000	50,000	150,000
平成12年3月14日 (注) 5	300	2,700	300,000	540,000	300,000	450,000
平成12年3月28日 (注) 6	1,000	3,900	50,000	790,000	500	650,500
平成12年3月28日 (注) 7	200		200,000		200,000	
平成12年3月31日 (注) 8	480	4,380	480,000	1,270,000	480,000	1,130,500
平成12年4月1日 (注) 9	100	4,480	5,000	1,275,000	15,000	1,145,500
平成12年6月20日 (注) 10	8,960	13,440	—	1,275,000	—	1,145,500
平成12年12月21日 (注) 11	1,300	15,340	773,500	2,405,500	900,900	2,462,200
平成12年12月21日 (注) 12	600		357,000		415,800	
平成13年8月24日 (注) 13	15,340	30,680	—	2,405,500	—	2,462,200
平成14年3月31日 (注) 14	18	30,698	3,000	2,408,500	3,000	2,465,200
平成14年4月1日～ 9月30日(注) 14	942	31,640	157,000	2,565,500	157,000	2,622,200
平成14年11月15日 (注) 15	31,640	63,280	—	2,565,500	—	2,622,200
平成14年10月1日～ 平成15年3月31日 (注) 14	239	63,519	19,916	2,585,417	19,916	2,642,116
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日 (注) 14	120	63,639	10,000	2,595,417	10,000	2,652,116
平成15年12月18日 (注) 16	3,600	67,239	518,468	3,113,885	518,464	3,170,580
平成15年10月1日～ 平成16年3月31日 (注) 14	453	67,692	42,542	3,156,427	42,541	3,213,123

(注) 1 設立、発行価格50,000円 資本組入額50,000円

2 有償・第三者割当

発行価格500,000円 資本組入額250,000円 割当先 投資会社

3 有償・第三者割当

発行価格500,000円 資本組入額250,000円 割当先 当社取締役 中島謙一郎

4 有償・第三者割当

発行価格500,000円 資本組入額250,000円 割当先 投資会社

5 有償・第三者割当

発行価格2,000,000円 資本組入額1,000,000円 割当先 オムロン(株) 他

6 第1回新株引受権付社債の新株引受権の権利行使

- 発行価格50,000円 資本組入額50,000円 資本準備金組入等500円
- 7 有償・第三者割当
発行価格2,000,000円 資本組入額1,000,000円 割当先 電通ドットコム第一号投資事業有限責任組合
他
- 8 有償・第三者割当
発行価格2,000,000円 資本組入額1,000,000円 割当先 オムロン(株) 他
- 9 (株)パラダイスウェブを吸収合併
合併比率4:1
- 10 株式分割(1株を3株に分割)
- 11 有償・国内一般募集(ブックビルディング方式)
発行価額1,190,000円 資本組入額595,000円 引受価額1,288,000円
- 12 有償・海外募集
発行価額1,190,000円 資本組入額595,000円 引受価額1,288,000円
- 13 株式分割(1株を2株に分割)
- 14 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使による増加
- 15 株式分割(1株を2株に分割)
- 16 第三者割当増資
発行価格288,037円、資本組入額144,019円
- 17 平成16年4月1日から平成16年5月31日までの間に、旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使による増資により、発行済株式総数が134株、資本金及び資本準備金がそれぞれ13,731千円増加しております。

(4) 【所有者別状況】

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況								端数の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国 法人等	外国法人 等のうち 個人	個人 その他	計	
株主数 (人)	0	11	5	84	31	3	3,566	3,697	—
所有株式数 (株)	0	5,586	145	18,771	9,116	18	34,074	67,692	—
所有株式数 の割合(%)	0.00	8.25	0.21	27.73	13.46	0.02	50.33	100.00	—

(注) 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が24株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	平成16年3月31日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
堀 主知ロバート	東京都港区南麻布1-1-10	8,198	12.11
岩井 陽介	東京都世田谷区中町1-9-22	3,643	5.38
オムロン株式会社	東京都港区虎ノ門3-4-10	3,600	5.31
オムロンファイナンス株式会社	京都府京都市下京区塩小路通堀川東入 南不動町801	3,560	5.25
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	2,500	3.69
株式会社らうむず	兵庫県宝塚市南口2-12-26	2,480	3.66
株式会社IMAGICA	東京都品川区東五反田2-14-1	2,350	3.47
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,007	2.96
モルガンスタンレーアンドカンパ ニーインク	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	1,779	2.62
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,523	2.24
計	—	31,640	46.74

(6) 【議決権の状況】

① 発行済株式

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	平成16年3月31日現在
			内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,692	67,668	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	67,692	—	—
総株主の議決権	—	67,668	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が24株含まれております。但し、当該株式は議決権の数(個)には含まれておりません。

② 自己株式等

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	平成16年3月31日現在			
		自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成12年2月22日	平成12年5月31日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日 (注1)	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名 従業員 22名	取締役 1名 従業員 29名	取締役 8名 従業員 39名	取締役 7名 従業員 12名	取締役 5名 従業員 7名	当社及び当社関係会社の取締役及び使用人ならびに社外協力者を対象とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	(2)「新株予約権等の状況」に記載している。	普通株式	普通株式
株式の数	同上	同上	同上	同上	1,600株	1,600株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上	同上	550,723円	(注)2
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上	同上	平成17年9月1日 ～ 平成21年8月31日	平成18年9月1日 ～ 平成22年8月31日
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上	同上	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上	(注)3	(注)3

(注) 1 平成16年5月25日付取締役会決議に基づき、平成16年6月1日付で新株予約権を発行しております。

(注) 2 発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における日本証券業協会が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げております。ただし、当該金額が発行日の終値(当日に売買がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値とします。なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

- 1) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または当社が保有する自己株式を移転する場合(新株予約権の行使および旧商法第280条ノ19の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、当社が保有する自己株式の移転を行う場合には、「新規発行株式数」を「移転する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 2) 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(注) 3 行使条件等は以下のとおりであります。

- 1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- 3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成16年6月29日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価格の総額(円)
自己株式取得に係る決議	—	—	—

(注) 平成16年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。」旨を定款に定めております。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けております。利益配分につきましては、経営成績及び財政状態をみながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。なお当期につきましては株主の皆様への利益配分の一環といたしまして、1株につき年間配当500円の支払いを実施する予定であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
最高(円)	—	2,340,000	1,800,000 □ 765,000	675,000 □ 376,000	473,000
最低(円)	—	500,000	1,200,000 □ 291,000	500,000 □ 240,000	159,000

- (注) 1 最高・最低株価は、日本証券業協会が公表する株価を記載しております。
2 当社株式は平成12年12月21日付で日本証券業協会に登録されましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
3 □印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成15年10月	11月	12月	平成16年1月	2月	3月
最高(円)	473,000	378,000	385,000	365,000	318,000	438,000
最低(円)	265,000	235,000	240,000	277,000	280,000	299,000

- (注) 最高・最低株価は、日本証券業協会が公表する株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

役名および職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	堀 主知ロバート	昭和40年8月23日生	平成2年6月 (株)トライシスインターナショナル設立 代表取締役社長 平成3年4月 (株)エンターテイメントラボラトリー設立 代表取締役社長 平成6年10月 (株)パラダイスウェブ設立 代表取締役社長 平成10年9月 当社設立 代表取締役社長(現任)	8,198
取締役副社長	吉 川 友 貞	昭和41年11月2日生	平成元年4月 東急不動産(株)入社 平成8年7月 日本パラメトリックテクノロジー(株)入社 平成11年5月 バブソン大学大学院(MBA)卒業 平成12年5月 当社 入社 平成13年2月 当社 執行役員 平成13年6月 当社 取締役 平成16年4月 当社 取締役副社長(現任)	—
専務取締役	岩 井 陽 介	昭和40年11月20日生	平成元年4月 (株)リクルート・コスモス入社 平成6年10月 (株)バシフィッククリエイティブ入社 平成10年9月 当社 専務取締役(現任)	3,643
常務取締役	中 島 謙一郎	昭和42年1月22日生	平成元年4月 (株)リクルート入社 平成8年4月 同社関西人材総合サービス事業部課長 平成12年2月 当社 取締役 平成13年6月 当社 常務取締役(現任)	1,170
取締役	山 下 伸一郎	昭和41年1月16日生	平成元年6月 (株)ダイヤル・キュー・ネットワーク設立 取締役 平成3年8月 グラムス(株)入社 平成4年2月 同社取締役 平成6年11月 (株)エフ・エム・シー入社 平成10年7月 (株)ウービーキャンプ入社 平成11年11月 当社 入社 平成13年2月 当社 執行役員 平成13年6月 当社 取締役(現任)	—
取締役	真 田 哲 弥	昭和39年9月10日生	平成元年6月 (株)ダイヤル・キュー・ネットワーク設立 代表取締役専務 平成6年6月 経営コンサルタント業開始 平成9年7月 (株)アクセス入社 平成10年9月 当社 取締役副社長 平成13年2月 (株)ケイ・ラボラトリー 代表取締役社長 (現任) 平成16年4月 当社 取締役(現任)	238
取締役	長 瀬 文 男	昭和25年12月8日生	昭和55年8月 (株)東洋現像所(現(株)IMAGICA)入社 昭和61年6月 同社常務取締役・社長室長 昭和63年4月 同社常務取締役・営業本部長 昭和63年6月 同社代表取締役専務・営業本部長 平成2年6月 同社代表取締役副社長 平成4年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成15年6月 当社 取締役(現任)	—
取締役	加 藤 隆 哉	昭和40年4月26日生	平成3年4月 株式会社コーボレイト・ディレクション入 社 平成5年1月 株式会社グロービス入社 平成9年7月 同社取締役最高執行責任者 平成11年9月 株式会社ワークス・アプリケーションズ非 常勤取締役(現任) 平成11年12月 株式会社グロービス・マネージメント・バ ンク代表取締役 平成12年10月 株式会社ゴンゾ・デジメーション・ホール ディング非常勤取締役 平成14年7月 グロービス・グループマネージング・ディ レクター(現任) 平成14年12月 株式会社オプトウェア非常勤取締役(現任) 平成16年4月 株式会社グロービス・マネージメント・バ ンク取締役シニアアドバイザー(現任) 平成16年4月 株式会社グロービス・キャピタル・パート ナーズパートナー(現任) 平成16年6月 当社 取締役(現任)	—

役名および職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常勤監査役	内 海 淳	昭和19年7月12日生	平成5年10月 オムロン(株)流通システム事業部 中国市場開拓部部长 平成9年4月 オムロン・システム・インク 代表取締役 社長 平成11年10月 オムロン(株)EFTS統括事業部部长 平成12年5月 当社 常勤監査役(現任)	—
監査役	竹 山 正 久	昭和33年3月17日生	昭和61年10月 サンワ・等松青木監査法人(現監査法人ト ーマツ)入社 平成2年8月 公認会計士登録 平成4年7月 デロイトトウシュトーマツ北京事務所駐在 平成11年10月 当社 監査役(現任) 平成11年11月 竹山公認会計士・税理士事務所設立(現任)	—
監査役	谷 津 朋 美	昭和35年5月30日生	昭和58年4月 東京エレクトロン株式会社入社 昭和61年10月 サンワ・等松青木監査法人(現監査法人ト ーマツ)入所 平成2年8月 公認会計士登録 平成13年10月 弁護士登録 平成13年10月 新東京法律事務所入所(現任) 平成16年6月 当社 監査役(現任)	—
計				13,249

(注) 1 監査役内海淳、竹山正久および谷津朋美は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に規定する社外監査役であります。

2 取締役長瀬文男および加藤隆哉は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、社外取締役や社外監査役の選任を行い、迅速な意思決定が可能かつ業務執行に対する強い監督機能を持った体制作り注力しております。また、経営の透明性の確保と環境変化への対応力の継続的向上にも努力しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

a. 取締役会

取締役会は2名の社外取締役を含む8名で構成されています。毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務執行に対する監督を行っております。また、常勤取締役の参加によって毎週開催される経営会議におきましては、取締役会決議事項の事前審議や経営全般に関する様々な討議を行っております。

b. 監査役会

監査役会は3名で構成され、1名の常勤を含む3名の社外監査役となっております。特に常勤監査役は、経営会議に参加するほか、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く検証し、適宜経営に対して助言や提言を行っております。

c. 内部監査室

1名で構成されており、社長直轄の組織として機能しております。社長からの特命事項に対する監査のほか、各部門における重要決議事項、その他社内規程の遵守状況等の確認、事業効率性に関する監査を実施しております。

d. 監査法人及び法律顧問

当社の会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。また、法律事務所と顧問契約を結び、法律問題全般について適宜助言と指導を受けられる体制を確保しております。

e. 内部牽制機能及び各種委員会

各種規程を整備するとともに、稟議フローの見直しを行い、経営監督機能の強化を図りつつ迅速かつ適切な意思決定が可能な体制構築を進めてまいりました。また、IR委員会において経営の透明性向上に向けての施策、危機管理委員会ではコーポレート・ガバナンス体制強化のための施策、プライバシーマーク管理委員会では個人情報保護のための施策について検討しております。

② 会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

a. 当社の社外取締役長瀬文男は、株式会社IMAGICAの代表取締役社長であります。同社は当社株式を保有しており、当社との間に共同コンテンツ運営、その他業務委託等の取引関係がありますが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

b. 当社の社外監査役と当社の取引関係はありません。

(3) 役員報酬

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬：

取締役を支払った報酬	212 百万円
<u>監査役を支払った報酬</u>	<u>18 百万円</u>
	230 百万円

(4) 監査報酬

当事業年度における当社が監査法人トーマツと締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬の内容は以下のとおりであります。

監査証明に係る報酬：	14 百万円
------------	--------